表　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表３に示された区分の数値以上であること。

備考）１　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

２　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

３　成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$成績係数＝\frac{定格日量冷却能力（kW・h）}{定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率

４　「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100％とした時の平均負荷の割合）を85％として、この時のピーク負荷熱量をいう。

５　「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表１　温度条件　　単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

６　「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度７℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

７　「定格蓄熱消費電力量」とは、別表２に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表２　温度条件　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

８　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表２に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

９　「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10　「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

11　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表３　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表１又は表２に示された区分の数値以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

表１　ＪＩＳ適合機種

区　　分	期間成績係数（ＡＰＦ）
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

１　期間成績係数（ＡＰＦ）の算出方法は、ＪＩＳ　B8627－１による。

表２　ＪＩＳ適合外機種

区　　分	一次エネルギー換算成績係数（ＣＯＰ）
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

１　一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

ＣＯＰ＝（Cc／(Egc＋Eec)＋Ch／(Egh＋Eeh)）／２

ＣＯＰ：一次エネルギー換算成績係数

Cc　　：冷房標準能力（単位：kW）